No.404

個別指導時の弁護士帯同が着実に浸透

関東信越指導等対策者会議に弁護士12名も参加

10月5日に埼玉 県大宮市で第6回 関東信越指導監査 対策担当者会議が 開催され、関信越 の11保険医団体か ら52名が参加、長 野県保険医協会か らは木嶋顧問弁護 士(信州しらかば



指導監査対策担当者会議では弁護士を交え活動交流や意見交換

法律事務所)と同事務所の蒲生弁護士 及び事務局2名が参加した。

今回の担当者会議は過去5年間を総 括する形で個別指導時の弁護士帯同の 各県の実施状況を中心に活動交流を 行った。総勢12名もの弁護士が参加し て活発な意見が交わされ、実績や実施 方法について各県で差はあるものの関 東信越厚生局管内における弁護士帯同 が着実に浸透していることがうかがえ

長野から参加の木嶋弁護士(中央右)と蒲生弁護士(中央左)

る会議となった。

また8月に日弁連が発表した意見書 について弁護士らの視点も交えた討論 が行われ、行政手続法に関する記述が ないこと、現行の指導、監査のあり方 を是認するなど不十分な面もあると いった指摘もあったが、その意義を評 価する意見が多かった。木嶋顧問弁護 士からは衆議院議員時代に個別指導が 行政手続法に則って行われることを当

時の厚生省官僚に確認したなどの過 去の経過の紹介がされた。

長野協会では2003年に社会保険事 務局と交渉し、弁護士帯同は拒否し ない旨の回答を得ており、その旨広 報してきた。協会として弁護士を斡 旋した実績はないが、県内でもこれ までに個別指導や監査における弁護 士の帯同は実施されてきている。そ

して協会は、9月の理事会で弁護士

長野県保険医協会では9月度理事会 で個別指導対策で懸案だった弁護士帯 同について、その実施方法を決

個別指導の知らせが届いてか ら弁護士帯同を依頼する場合 は、下の図「弁護士帯同の流 れ」のようになります。

めています。

基本的な流れは、 協会事務 担当弁護士を選 局へ申出、 定、 担当弁護士を交えた事前 厚生局長野事務 打ち合わせ、 所へ事前通告、 個別指導への 弁護士帯同実施 です。

帯同の費用については、1回5万円 (税別、事前打ち合わせ1回分及び交 通費を含む)。なお、打ち合わせ後に 帯同をキャンセルした場合は半額負担

となります。

帯同する弁護士の選定にあた る協会の顧問弁護士は岡谷市の 信州しらかば法律事務所・木嶋 日出夫氏です。同氏は衆議院議 員時代、保団連北信越ブロック が個別指導等の改善要求で厚生 省に要請をした際、窓口となり 交渉に同席するなどこの問題に は古くからかかわってきていま す。

弁護士帯同についての申し込 みは長野県保険医協会(電話026-226-0086) までお願いします。

弁護士帯同の流れ

個別指導の通知

実施日の約3週間前

保険医協会へ連絡

会員から帯同要請 協会が帯同の説明

顧問弁護士に連絡

選定は顧問弁護士に一任

弁護士の選定

下記を原則とし、電話等での対応も検討 (1)被指導者の医療機関で面談

(2)平日の日中

|関東信越厚生局長野事務所へ連絡||弁護士帯同を当局へ事前通告

事前打ち合わせ

指導当日

(1)被指導者・弁護士・協会事務局が合流 (2)指導に弁護士が帯同

(3)指導後、内容の確認と必要があれば その後の対応を協議

結果通知

(1)被指導者が協会に報告 (2)必要に応じて面談等で対応を協議

帯同の依頼があった場合の対応と費用 など実施方法を決めたので、希望され

る方は保険医協会事務局まで連絡いた だきたい。

ここに紹介する平成25年度の個別指 導指摘事項(歯科)は、長野県保険医協 会が個別指導関係行政文書の開示請求 で得た関東信越厚生局長野事務所分の 各医療機関に対する指導結果通知の内 容を項目ごとに整理したもの。本号よ り連載で紹介していく。なお関東信越 厚生局の管内全体の指摘事項をまとめ たものが毎年9月に公表されている が、本年はまだ公表されてない。

診療内容等に関する事項

1診療録等

(1) 診療録

パーソナルコンピューター等を用い た診療録の記載に当たっては以下に留 意すること。

・診療終了後に遅滞なく紙媒体に印 字し、記載内容を確認のうえ署名又 は記名・押印すること。

診療録に加筆の疑義が生じる記載が 認められたので、診療録に記載が必要 な事項は、診療の都度遅滞なく記載す ること。

・診療終了後に遅滞なく紙媒体に印 字すること。

個別指導指摘事項①

診療録の記載方法が不適当な以下の 事例が認められたので改めること。

- ・診療手順と異なる記載
- ・欄外記載
- ・ゴム印を多用していた
- ・判読困難な記載
- ・独自の略称の使用
- ・鉛筆による記載

診療録の記載に当たっては以下に留 意すること。

・複数の保険医が保険診療に従事す る保険医療機関においては、署名又 は記名・押印等の方法により診療の 責任の所在を明確にすること。

診療録の整備及び保管状況に以下の 不備が認められたので改めること。

・診療録を編綴していなかった。 診療録1面(保険医療機関及び保険医療 養担当規則様式第一号(二)の1)に記載す べき以下の事項を適切に記載すること。

・開始年月日欄…記載がない又は不 適当な事例 記載がない事例 不正

確な事例が認めらた。

- ・転帰欄の記載がない事例が認めら れた。
- ・転帰欄...独自の略称を使用をして いた、不適当な事例、記載がない又 は不適当な事例が認められた。
- ・終了年月日欄の記載がない事例が 認められた。
- ・慢性歯周炎について終了年月日欄 及び強烈・闘を記載していなかった。
- ・主訴の記載がない事例が認められ
- ・傷病名欄に診療報酬明細書にのみ 使用が認められている略称...(P、 C、Pul、Per)を記載していた。
- ・発行年月日の記載がなかった。
- ・部位欄の記載…不適当な事例 記 載がない事例が認められた。
- ・検査や画像診断を行わなければ確 定診断が困難な事例において、いわゆ る「疑い病名」を記載した後、当該 傷病の転帰欄を記載していない事例が

認められた。必要な検査や画像診断 に基づいて適切に確定診断を行うと ともに、診断名が確定した時点にお いて転帰を「中止」とすること。

診療録2面以降(保険医療機関及び保 険医療養担当規則様式第一号(二)の2)に 記載すべき以下の事項を適切に記載す ること。

- ア実際に行った診療と異なる内容を 診療録に記載していた事例が認められた。
 - 実際に鉤歯と鉤歯の対合歯の削除 を行った日に診療録への記載を失念 したとの理由で、後日実際には当該 処置を行っていない日に行ったものと して診療録に記載し算定していた。
 - 実際にはメタルコアを装着してい ないものに歯冠形成のメタルコアに より支台築造した歯に対する加算を 算定していた。
 - ・ 実際にはブリッジの試適を行った ものを「仮着」と記載していた。
 - ・実際には少数歯の有床義歯修理を 行ったものを「多数歯」と記載して いた。
- 「イ」以下は、次号に続く。